

省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業補助金交付要綱

(制定) 令和4年11月29日付4都環公地温第2110号理事長決定
(改正) 令和5年3月31日付4都環公地温第3242号理事長決定
(改正) 令和6年5月14日付6都環公技技第160号理事長決定
(改正) 令和7年4月22日付7都環公技技第142号理事長決定
(改正) 令和8年3月27日付7都環公技技第1300号

(目的)

第1条 この要綱は、省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業実施要綱(令和4年9月21日付4環改化第360号。以下「実施要綱」という。)第5に基づき、東京都(以下「都」という。)及び公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が連携して実施する省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業(以下「本事業」という。)における補助金(以下「本補助金」という。)の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

(補助対象事業者)

第3条 本補助金の交付対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、実施要綱第4
1(1)に規定する者とする。
2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の出資を受けている者は、補助対象事業者となることができない。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、実施要綱第4
1(3)に規定する事業とする。

(補助対象設備)

第5条 実施要綱第4
1(2)に規定する補助対象設備のうち、VOC排出削減設備にあつては、別表第1(1)に掲げるものとする。
2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者からの要請により都が派遣した東京都VOC対策アドバイザーからVOCの排出抑制効果があるとして助言を受け、かつ、その旨の報告を受けた設備は、補助対象設備とみなす。
3 別表第1(1)に掲げる補助対象設備にあつても運用方法や作業手順の見直し等による更なるVOC削減を図るため、必要に応じて東京都VOC対策アドバイザーからの助言を受けることに努めるものとする。

第6条 実施要綱第4 1 (2)に規定する補助対象設備のうち、VOC削減機能付空調・換気設備にあっては、別表第1 (2)に掲げるものであって、室内のVOCを除去する機能を有するものとする。

(補助対象経費)

第7条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実施要綱第4 1 (4)に規定する経費のうち公社が必要かつ適切と認めたものとする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費としない。

- 一 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は補助対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
- 二 中古又は故障中の機器の購入に係る経費
- 三 公的な資金の用途として、社会通念上不適切と認められる経費
- 四 第11条第1項の規定により公社が交付決定をした日より前に締結した契約に係る経費
- 五 施工業者等からの還付等に伴い、補助対象事業者が実質的に負担していないとみなされる経費

3 補助対象経費に、補助対象事業者が自ら調達し又は関係会社から調達した分（工事に係る経費を含む。）がある場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）にあっては、別表第2の左欄に掲げる場合に応じて当該右欄に定める方法により補助対象事業者の利益等を排除した経費を補助対象経費とする。

(補助金の交付額)

第8条 本補助金の交付額（以下「補助金額」という。）は、実施要綱第4 1 (5)に規定する額とする。この場合において、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公社が別に定める期間中に、補助金交付申請書（第1号様式）及び別表第3に掲げる書類を公社に提出するものとする。

2 公社が受付した申請書類に不備がある場合において、申請者に公社が修正を求めた日の翌日から起算して60日以内に申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請が取り下げられたものとみなす。

(交付申請の受付)

第10条 公社は、公社が別に定める期間中に、交付申請を受け付けるものとする。

2 公社は、申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本補助金の交付申請額の合計

が公社の基金（以下「基金」という。）の範囲を超えた日（以下「基金超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

3 前項の規定にかかわらず、基金超過日に複数の申請があった場合は、公社は当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本補助金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で、受理するものを決定する。

4 公社が第1項の規定により交付申請を受付後、第11条第2項の補助金交付決定通知書を受領する前に、申請者の事情変更により第9条第1項に規定する交付申請を取り下げの場合は、申請者は書面により交付申請の取り下げを申し出るものとする。

（補助金の交付決定）

第11条 公社は、第10条による交付申請を受けた場合は、当該交付申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等に基づき、本補助金の基金の範囲内で本補助金の交付又は不交付の決定するものとする。

2 公社は、申請者に対し、前項の決定において、本補助金を交付する場合にあっては補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付とする場合にあっては補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、その旨を通知するものとする。

（交付の条件）

第12条 公社は、前条第1項の規定による本補助金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定による交付決定の通知を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる条件その他本補助金の適正な交付を行うために必要と認める条件を付すものとする。

一 この要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業（補助対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により本補助金の交付決定の通知を受けた事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

二 公社が第16条又は第25条第1項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

三 公社が第26条第1項の規定により、本補助金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第27条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第28条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。

四 公社が補助事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、公社又は公社が指定する者が現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

五 補助事業を実施するための工事に着手する前までに、当該工事に係る契約を締結していること。

六 補助対象経費に関して国その他の団体（区市町村を除く。）から重複して本補助金以外の補助金その他の公的援助を受給しないこと。

七 前各号に掲げる事項のほか、補助事業者が補助事業の実施に当たり、実施要綱、この要綱の規定及び公社が別に定める手引等の記載事項、並びにその他法令の規定を遵守すること。

（協力義務）

第 13 条 補助事業者は、都及び公社が実施する本事業の効果分析等のためのデータ提供、アンケート調査等その他必要な事項に応じること。

2 補助事業者は、都及び公社による事業者名、事業所名、事業所における削減効果その他本事業の実施に必要な事項の公表について、財産上の利益や地位を不当に害するおそれのない範囲で協力するものとする。

（申請の撤回）

第 14 条 補助事業者は、第 11 条第 1 項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、本補助金の交付申請を撤回しようとするときは、同条第 2 項の補助金交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に補助金交付申請撤回届出書（第 4 号様式）を公社提出しなければならない。

2 公社は、前項の補助金交付申請撤回届出書の提出があったときは、都に報告するものとする。

（契約等）

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収又はその他の方法により、競争に付さなければならない。ただし、当該補助金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合等、公社が認めた場合はこの限りでない。

（事情変更による決定の取消し等）

第 16 条 公社は、本補助金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（補助事業の計画変更に伴う申請）

第 17 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助事業計画変更申請書（第 5 号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

一 補助事業の内容を変更しようとするとき。

二 補助対象経費の金額を変更しようとするとき。

- 2 公社は、前項の規定による申請を受け、その内容が妥当であると認める場合は、当該申請に係る変更を承認するものとする。ただし、交付決定額の増額、第9条の規定により提出した補助金交付申請書記載の事業完了予定日から1年を超える事業完了予定日の変更（天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由として公社が認める場合を除く。）、及び第22条第2項に規定する公社が別に定める期限を超える事業完了予定日の変更は承認しないものとする。
- 3 公社は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を補助事業計画変更承認通知書（第6号様式）により、当該補助事業者へ通知するものとする。
- 4 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（事業者情報の変更に伴う届出）

第18条 補助事業者は、個人事業主にあつては、氏名、住所等を、法人にあつては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（第7号様式）を公社に提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第19条 補助事業者は、第11条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継（第31条第1項に規定する承継を除く。）させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りでない。

（事業遅延等の報告）

- 第20条 補助事業者は、第9条の規定により提出した補助金交付申請書又は第17条第1項の規定により提出し、同条第3項の規定により承認を受けた補助事業計画変更申請書の内容のとおりにより事業等を進捗させなければならない。
- 2 補助事業者は、やむを得ない理由により事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに補助事業遅延等報告書（第8号様式）を公社に提出し、その指示を受けなければならない。
 - 3 公社は、前項の補助事業遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該補助事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（補助事業の廃止）

- 第21条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業の全部若しくは一部を廃止しようとするときは、速やかに補助事業廃止申請書（第9号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、当該申請に係る補助事業の廃止を承認するものとする。

3 公社は、前項の承認をしたときは、その旨を補助事業廃止承認通知書（第 10 号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

4 公社は、第 2 項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（実績の報告）

第 22 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書兼補助金交付請求書（第 11 号様式）及び別表第 4 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、補助事業が完了した日（補助対象設備の設置完了日又は経費支払完了日のいずれか遅い日のことをいう。）から起算し 60 日を経過した日又は公社が別に定める期限のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 第 1 項の規定による提出について、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間までに行うものとする。

（補助金の額の確定）

第 23 条 公社は、前条第 1 項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の内容が第 11 条第 1 項の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本補助金の額を確定し、その旨を当該補助事業者に対し、補助金額確定通知書（第 12 号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により確定する本補助金の額は、第 11 条第 2 項の補助金交付決定通知書に記載した交付決定額（第 17 条第 3 項の規定により交付決定額の変更が承認された場合にあっては、当該変更後の額）と前条第 1 項により報告を受けた補助金の実績報告額のいずれか低い額とする。この場合において、本補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付）

第 24 条 公社は、前条第 1 項の補助金額確定通知書により補助金の額を確定した後、補助事業者へ本補助金を支払うものとする。

2 本補助金の交付の期限は令和 9 年度末日とする。

（交付決定の取消し）

第 25 条 公社は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 10 条第 1 項の規定による本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

二 第 11 条第 1 項の規定による本補助金の交付決定の内容又は目的に反して本補助金を使用したとき。

三 この要綱又は実施要綱の規定その他公社の定める事項を遵守しなかったとき。

四 補助事業者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。

五 第 11 条第 1 項の規定による交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例等に違反したとき。

六 第 23 条第 1 項の規定による書類審査や現地調査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認め是正を求めた場合において、補助事業者が、公社が指示した日の翌日から起算して 60 日以内に是正を行わないとき。

七 本事業に係る公社の指示に従わないとき。

2 第 1 項の規定は、第 23 条第 1 項に規定する本補助金の額の確定後においても適用するものとする。

3 公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該補助事業者はその旨を補助金交付決定取消通知書（第 13 号様式）により、通知するものとする。

（不正手続等に対する措置）

第 25 条の 2 公社は、申請者、補助事業者又は施工業者（以下「交付申請者等」という。）が、偽りその他不正の手段により本補助金の交付に関する手続若しくは当該申請に係る施工を行った場合又はその他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続等を行ったものとみなして本条を適用する。

一 第 11 条第 1 項の規定による本補助金の不交付の決定、前条第 1 項の規定による交付決定の取消し、次条第 1 項の規定による本補助金の返還の請求、第 27 条第 1 項の規定による違約加算金の納付の請求及び第 28 条第 1 項の規定による延滞金の納付の請求。

二 公社が都の補助金の交付を受けて行う補助金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、補助対象者又は施工業者の対象外とすること。

三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

（本補助金の返還）

第 26 条 公社は、補助事業者又は施工業者（以下「補助事業者等」という。）に対し、第 16 条又は第 25 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本補助金があるときは、補助事業者等に対し、補助金返還請求通知書（第 14 号様式）により期限を付して当該本補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 公社は、本補助金の支払い後、当該本補助金の額が、実施要綱第 4 1（5）及び本交付要綱第 8 条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本補助金に係る補助事業者等に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。

3 補助事業者等は、第 1 項の規定により本補助金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する

期日までに、当該本補助金を公社に返還しなければならない。

- 4 補助事業者等は、前項の規定により本補助金を返還したときは、公社に対し、補助金返還報告書（第 15 号様式）を提出しなければならない。
- 5 第 3 項の規定は、次条第 1 項の規定による違約加算金及び第 28 条第 1 項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

（違約加算金）

- 第 27 条 公社は、第 25 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、補助事業者等に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該補助事業者等に対し、本補助金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 補助事業者等は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（延滞金）

- 第 28 条 公社は、補助事業者等に対し、第 26 条第 1 項の規定により本補助金の返還を請求した場合であって、補助事業者等が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該補助事業者等に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 補助事業者等は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（他の補助金等の一時停止等）

- 第 29 条 公社は、補助事業者等に対し、本補助金の返還を請求し、補助事業者等が当該本補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

（財産の管理及び処分）

- 第 30 条 取得財産等の所有権を持つ補助事業者は、取得財産等の管理及び処分（本補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。
- 一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、その効率

的な運用を図ることとし、処分してはならない。

- 二 補助事業者は、法定耐用年数の期間に、補助対象設備の譲渡等（第六号に規定する処分を除く。）により取得財産等の所有者を変更しようとする場合は、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。この場合において、補助事業者における本補助金の交付に伴う全ての条件、義務等は、当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」という。）に移転するものとし、当該変更後は、当該条件、義務等に係るこの要綱に規定中「補助事業者」とあるのは「変更後所有者」と読み替えて、当該各規定を適用する。
 - 三 前号の承認を受けようとするときは、補助事業者は、速やかに所有者変更承認申請書（第 16 号様式）を公社に提出しなければならない。
 - 四 公社は、前号の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、当該申請に係る所有者の変更を承認するものとする。
 - 五 公社は、前号の承認をしたときは、その旨を当該補助事業者に対し、所有者変更承認通知書（第 17 号様式）により通知するものとする。
 - 六 法定耐用年数の期間内に、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものの処分をしようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第 18 号様式）により公社の承認を受けること。
- 2 公社は、前項第六号の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、取得財産等の所有権を持つ補助事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を取得財産等の処分に係る納付額通知書（第 19 号様式）により請求するものとする。
 - 3 第 2 項の規定による算出金の請求を受けた補助事業者は、これを公社に返還しなければならない。
 - 4 公社は、前項の規定により、補助事業者から算出金が納付され、第 1 項第六号の承認をしたときは速やかに取得財産等処分承認通知書（第 20 号様式）により、その旨を当該補助事業者に対し通知するものとする。

（補助事業の承継）

- 第 31 条 補助事業者の地位の承継（相続、法人の合併又は分割等に限る。）が行われた場合において、補助事業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、補助事業承継承認申請書（第 21 号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該補助事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、補助事業承継（承認・不承認）通知書（第 22 号様式）により、により、承継者へ通知する。
 - 3 公社は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(補助事業の経理)

第 32 条 補助事業者は、補助事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 補助事業者は、前項の書類を第 22 条第 1 項に規定する補助事業実績報告書兼補助金交付請求書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から 5 年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第 33 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、交付申請者等に対し、補助事業に関し報告を求め、交付申請者等の事業所等に立ち入り、帳簿書類を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 交付申請者等は、前項の規定により報告の徴収、事業所等への立入り又は調査を受けたときは、これに応じなければならないが、前項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(指導・助言)

第 34 条 公社は、本事業の適切な執行のため、補助事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第 35 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た補助事業者（申請者を含み、法人の場合はその他役員・従業者等を含む。）に係る個人情報及び申請書類等に記載された事業者情報、申請内容、交付・実績に関する情報（以下、「個人情報等」という。）については、東京都の施策目標及び本事業の目的を達成するために都に提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項にのみ使用する。

- 一 本事業における補助金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行
- 二 公社が実施する他の補助事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合
- 三 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認
- 四 補助金制度に関する統計分析、およびその結果を活用した制度改善ならびに新規事業の企画
- 五 東京都への事業報告及び東京都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用
- 六 東京都及び公社が実施する各種事業、補助金、イベント等の情報提供

2 公社は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理するものとする。

3 補助事業者は、交付申請に当たり、第 1 項から第 2 項までに定める個人情報の取扱いについて、交付申請時に提出する誓約書により同意するものとする。

4 本条に定めのない事項については、公社が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プラ

イバシーポリシー（個人情報保護方針）」に従うものとする。

- 5 公社は、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合、その他会社の「個人情報の保護に関する規程」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た個人情報等を第三者に提供し、又は本人以外の者から収集しない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 36 条 本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

（電子情報処理組織による通知等）

第 37 条 本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。なお、電子署名規程（令和 5 年 11 月 24 日付 5 都環公総総第 569 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 3 通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等を行うことが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

（その他必要な事項）

第 38 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、公社が別に定める。

- 2 本事業に係る都から公社への事務費補助期間の終了後は、この要綱において公社が行うこととされている各手続等については、都が行うものとする。

附 則（令和 4 年 11 月 29 日付 4 都環公地温第 2110 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 11 月 29 日から施行する。
- 2 第 10 条第 1 項の規定に基づく交付決定を行った日以前に契約・発注（以下、この項において「契約等」という。）をしていた場合であって、当該契約等が令和 4 年 6 月 15 日から第 9 条

第1項の規定に基づき公社が定めた期間の開始日の前日までに締結されていたときは、当該契約等により発生した経費のうち公社が必要かつ適切と認めたものについては、第7条第2項第3号の規定にかかわらず、補助対象経費とすることができる。この場合において、交付決定を行った日以前に工事が完了している場合にあつては、補助事業に係る工事が完了した日は交付決定を通知した日とする。

附 則（令和5年3月31日付4都環公地温第3242号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月14日付6都環公技技第160号）

- 1 この要綱は、令和6年5月14日から施行する。

附 則（令和7年4月15日付7都環公技技第142号）

- 1 この要綱は、令和7年4月15日から施行する。

附 則（令和8年3月27日付7都環公技技第1300号）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度までに申請を行った補助事業については、なお従前の例による。

別表第1 補助対象設備

(1) VOC排出削減設備 (第5条関係)

設備の種別	要件	工程
(1)排ガス処理装置	VOCを含む排気の処理のために設置するもの	共通
(2)局所排気装置	他のVOC排出削減設備を稼働させるため又は原材料を低VOC製品(現在使用しているものよりも単位当たりのVOC含有率が低いもの又はVOCを含まないもの。以下同じ。)に変更することに伴って必要となるために導入されるもの	
(3)溶剤回収装置	VOCを含む溶剤を回収する装置	
(4)溶剤再生装置	回収したVOCを含む溶剤を再生する装置	
(5)簡易 VOC 測定機	設備又は施設の点検等に際して使用するものに限る。	
(6)スプレーガン	既存品より塗着効率を向上させるもの又は塗装材料を低VOC製品に変更するために導入するもの	工場内 塗装
(7)塗装ブース	次のいずれかとする。 一 排ガス処理装置をその構成要素としてあらかじめ備えるもの 二 別個独立の排ガス処理装置と一体的に接続されることが明らかなもの 三 塗装材料を水性塗料へ変更するために導入されるもの	
(8)塗料供給配管	塗装材料を低VOC製品へ変更するために導入が必要となるもの	
(9)スプレーガン洗浄機	密閉してスプレーガンを洗浄する構造のもの	
(10)乾燥機	塗装材料を低VOC製品に変更するために導入することが必要となるもの(既存の設備の構成要素の一部を追加変更する場合も含む。)	
(11)印刷機	印刷の用に供する材料を低VOC製品に変更するために導入することが必要となるもの(既存の設備の構成要素の一部を追加変更する場合も含む。)	印刷
(12)乾燥機	印刷の用に供する材料を低VOC製品に変更するために導入するもの(既存の設備の構成要素の一部を追加変更する場合	

	も含む。)	
(13)ホットドライ機	次に掲げる型番の機器であること。ただし、VOCが削減できるとして公的機関等が認めるものについては、この限りでない。 DHシリーズ(TOSEi)	ドライ クリー ン グ
(14)乾燥機	次に掲げる型番の機器であること。ただし、VOCが削減できるとして公的機関等が認めるものについては、この限りでない。 一 HRDシリーズ(TOSEi) 二 QDFシリーズ(TOSEi) 三 VR-223D(山本製作所)	

(2) VOC削減装置付空調・換気設備（第6条関係）

下記の換気・空調設備にVOCを吸着捕集するフィルターを組み合わせたものに限る。

種別	要件	区分
(1)高効率換気設備	比消費電力 0.4W/(m ³ /h)以下のもの	換気設備
(2)熱交換型換気設備	JIS B 8628 に規定されるもの又は熱交換率が 40%以上のもの	
(3)電気式パッケージ形空調機	導入推奨機器指定要綱におけるエアコンディショナーの指定基準を満たすもの又はクレジット算定ガイドラインにおける高効率パッケージ形空調機の認定基準を満たすもの	空調設備
(4)ガスヒートポンプ式空調機	導入推奨機器指定要綱におけるガスヒートポンプ式冷暖房機の指定基準を満たすもの又はクレジット算定ガイドラインにおける高効率パッケージ形空調機の認定基準を満たすもの	
(5)中央熱源式空調機	クレジット算定ガイドラインにおける高効率熱源機器、高効率冷却塔、高効率空調用ポンプの認定基準を満たすもの	
(6)ルームエアコン	JIS C9901(目標年度 2010 年度)に基づく省エネルギー基準達成率が 114%以上であること。	

備考) VOCを吸着捕集するフィルターについては、公的な証明書又は計量証明を受けた測定結果を添付すること。

別表第2（第7条関係）

一 補助対象経費に補	当該調達品の製造原価をもって補助対象経費として計上する。
------------	------------------------------

助対象事業者の自社製品の調達分がある場合	
二 補助対象経費に補助対象事業者と100%同一の資本に属する関係会社からの調達分がある場合	当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が、当該調達品の製造原価以内であると認められる場合は、当該取引価格をもって補助対象経費として計上する。これにより難しい場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（当該割合が0未満である場合は0とする。）をもって、当該取引価格から補助対象事業者の利益等に相当する額の排除を行った上で、補助対象経費として計上する。
三 補助対象経費に補助対象事業者の関係会社からの調達分がある場合（二の項に掲げる場合を除く。）	当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が、当該調達品の製造原価並びに当該調達品に係る販売費及び一般管理費の合計以内であると認められる場合は、当該取引価格をもって補助対象経費として計上する。これにより難しい場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（当該割合が0未満である場合は0とする。）をもって、当該取引価格から補助対象事業者の利益等に相当する額の排除を行った上で、補助対象経費として計上する。
ただし、二の項及び三の項に掲げる場合において、当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が、当該関係会社を含む3社以上の一般競争入札又は指名競争入札の結果、最低価格であったときは、この限りでない。	

備考 この表において「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社、同条第5項に規定する関連会社並びに同条第8項に規定する関係会社をいう。

別表第3 交付申請時に必要な提出書類（第9条関係）

1	補助金交付申請書	第1号様式	
2	内訳明細表	共通様式1	
3	空調設備の新旧仕様入力表	共通様式2	
4	換気設備の新旧仕様入力表	共通様式3	
5	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本又は写し	添付書類1	個人事業主にあつては青色申告者であることを証明する書類（写し、直近1か年分）及び開業届等の職業を確認できる公的書類（写し）を提出するこ

			と。
6	設立認可書	添付書類 2	申請者が社会福祉法人の場合
7	見積書の写し	添付書類 3	
8	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	添付書類 4	第 7 条第 3 項の適用がある場合
9	敷地内平面図	添付書類 5	
10	設備配置図	添付書類 6	
11	特記仕様書又はカタログ等	添付書類 7	
12	フィルター性能の証明書	添付書類 8	空調・換気設備を設置する場合
13	空調設備の要件が確認できる証憑	添付書類 9	空調設備を設置する場合
14	工場認定書	添付書類 10	設置場所が都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第二条別表第一に定義されている「工場」に該当する場合
15	建築基準法第 48 条のただし書きに関する許可証	添付書類 11	設置事務所の用途地域が以下に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第二種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域
16	工事前写真	添付書類 10	
17	VOC について確認できる資料	添付書類 11	VOC 排出削減設備を設置する場合

18	建物の全部事項証明書	添付資料 12	申請者と建物所有者が異なる場合
19	賃貸借契約書等	添付書類 13	申請者と建物所有者が異なる場合
20	購入伝票等	添付書類 14	補助対象設備の更新又は増設の申請の場合
21	その他公社が必要と認める書類		

別表第 4 実績報告時に必要な提出書類（第 22 条関係）

1	補助事業実績報告書兼補助金交付請求書	第 11 号様式	
2	内訳明細表	共通様式 1	
3	工事契約書	添付書類 1	
4	最終見積書	添付書類 2	
5	請求書	添付書類 3	
6	支払いの証憑	添付書類 4	金融機関発行の証明書等を提出すること (例) 1. ATM 口座振振込明細 2. ATM 現金振込明細 (送金明細) 3. 金融機関窓口での振込明細 4. ネットバンキングの振込履歴画面の印刷・スクリーンショット等
7	マニフェスト伝票	添付書類 5	補助対象設備の更新の場合又は処分費を計上した場合
8	設備配置図	添付書類 6	
9	工事写真	添付書類 7	

10	補助金振込口座が確認できる資料	添付書類 8	
11	その他公社が必要と認める書類		